

続いて、2番、川股隆君。

〔2番（川股 隆君）登壇〕

○2番（川股 隆君） 2番議員の川股です。通告に従いまして4点ほど質問させていただきます。

まず、第1番目は、ヤマザクラ課などの支出命令票、これの取消し文書がありますので、これに関連した質問です。令和5年3月31日入力日の伝票の起票番号41、42番の支出命令票、それから支出負担行為決議票の取消し文書があります。具体的には、私がここに持ってありますけれども、7月5日に榎戸議員が情報公開請求をし、市のほうから開示された文書です。これにつきまして質問いたします。

この中で、この開示された文書資料の中で金額が記入されております。297万5,600円というふうな形で297万6,000円と記入されております。この297万6,000円という金額は、6月の定例会でも議論になりましたし、桜川市のほうが5月30日に私たち議員にも配付しましたし、報道機関にも公表しましたクラセル桜川のいわゆる誤請求、新しく桜川に令和5年4月に赴任した職員が請求漏れを発見して、それを請求、中間業者アルパに請求をした。そのときに誤まって請求してしまったという、そのとき金額、それが297万6,000円です。つまり両方の金額とも一致しております。

まず、質問いたします。この金額が一致するのはどうしてなのでしょうかとということです。偶然なのでしょう。何か理由があって一致したのでしょうか。

それから、当然先ほど文書の取消しということになっていますが、取消しを行うにしても、その支出負担行為決議票を作る、支出命令票を作るということになれば、当然にもクラセル桜川から金額が入った見積書が出てくる。それから、金額が入った請求書が出てくる。この金額を基にして、その伝票が起こされるわけです。そうするとこの金額の根拠になった見積書、請求書というのは、いつクラセル桜川から桜川市、具体的にはヤマザクラ課に来たのでしょうか。3月31日に入力しているわけですから、同日か、それより前に来たはずですけども、いつ受付をしたのでしょうか。当然受付文書が、受付の記録があるわけですね。それを聞きたい。

それから、3番目に、私はこの件については情報公開請求をしていましたところ、この見積書とか、請求書は文書が存在しないと、文書が存在していないという開示請求した結果の結論になっています。だけれども、前回の6月の議会でもって私が質問しましたように、桜川市のほうでもってこの見積書や請求書の文書がなくても、クラセル桜川には存在しているわけです。つまりあのとき6月の議会でもって私が質問したときに、請求書のつづりはあると、そういう書類があるのだということを総合戦略部長はちゃんと答弁していますし、昨日ですか、配られた議事録にも載っています。ということは、クラセル桜川からその請求書があるのですから、その請求書を取り寄せてくださいと、取り寄せて公表してくださいということが3番目です。

それから、なぜその3月31日付で入力した、起票しておりながら、なぜ廃棄してしまったのか。何らかの理由があって廃棄したはずですよ。つまりこれは都合が悪いとか、これだと決済を回したときに、会計課さんは通らないだろうとか、そういう幾つかの議論のあった部内でもって、総合戦略部ヤマザクラ課の中で議論があった結果として、廃棄したと。それで4月になったのだろうと。3月31日にや

ったということも非常に不思議な感じはするのですが、そういうことでもって、どういう理由で廃棄したのですか。廃棄したからには廃棄した理由があるはずですが。文書管理の関係からしますと、廃棄したとしても本来は未処理文書として残っているはずですが、この未処理文書についても存在しないということですので、この場でもってなぜ廃棄したのかということをごきちんとお答え願いたいと思います。これがまず1番目の(1)の質問になります。

それから、次ですが、先ほどもちょっと申しましたように、3月の末にいわゆる誤請求の金額を公表したと。つまり3月31日の段階でもって誤請求の金額、297万6,000円というのと全く同じ金額を知っていたわけですね。ヤマザクラ課の少なくとも係長さんが入力しているとすれば、係長さんは知っていたし、当然にも部長さんや課長さんも小さな組織ですから、こういう請求金額は知っていたわけです。そうしますと、こういう金額を知って、部長さん以下が知っていたということになりますと、その事前にヤマザクラ課の中でもって「こういう金額でいくんだよね。これでいいんだよね」というふうに決めておいたわけですから、先ほど冒頭に申しましたように、4月3日にクラセル桜川に新しく赴任した職員が請求漏れを発見し、その結果として誤請求してしまったと。請求漏れを発見して、忙しい時期なので、ごたごたして誤請求してしまったというのが5月30日の私たちに配られた資料の説明です。それと誰がどう考えても矛盾するわけです。3月31日の段階でもってヤマザクラ課の中でこの297万6,000円という金額のものが少なくともどういう請求書があったのか、どういう見積書があったのかというのは分かりませんが、それは公開されませんので分かりませんが、少なくとも297万6,000円という金額そのもののものがあつたがゆえに、3月31日に支出負担行為決議票と支出命令票が起票できたわけですから、少なくともヤマザクラ課さんはそういう数字を知っていたと、部長さん以下は知っていたということになるわけです。そうしますと、今までのその4月に赴任した新しい職員が請求漏れを発見したのだということと、誰が見ても、誰が見てもこれは矛盾しているのです。これが矛盾していないということなのかどうか分かりませんが、少なくとも普通に考えれば、これは矛盾したことです。この点についてどうしてこういうふうな矛盾が生じた説明を議会にも、それから報道機関にも行ったのでしょうかということをごきちんと説明していただきたいと思います。

それから、3番目です。この誤請求の件は、私はいろいろ情報公開等でもって情報をその文書を整理しますと、総合戦略部ヤマザクラ課と、それからクラセル桜川では共有されていたというふうに考えています。いわば、よい場合は、大変いい場合はそのお互いに2つのところがあつて、いい場合は緊密な連携を取つてということなのですが、この場合は悪い場合ですので、悪い場合はいわば _____ に両者はあるのだろうなど。つまり _____ をしたと。お互いに重々知りながら、情報交換をしながら、 _____ をしたと、こういうふうに捉えることが極めて自然だろうと思います。

市は、一旦報道機関にも、議会にも説明したものですから、多分あくまでも請求漏れ、誤請求だというふうに主張するのだらうと思いますが、ぽんとそれでいくのでしょうか。これだけ客観的に見て、客観的に見て矛盾している。明らかに違つているという事実があつたとしても、あくまでも請求漏れであり、誤請求であるというふうに主張していくのでしょうか。ここで、「いや、違ひます」とはっ

きり言ってしまったほうが僕は先々のためではないかなと思うのですが、この点についても質問をいたします。

次に、大きな2番目のクラセル桜川の廃止についてです。これは、昨日も質問がありました。(1)番目の今まで幾らぐらいのお金を投入したのかということについては、全員協議会の場でもって説明がありましたので、省略いたします。全員協議会の場でもって説明があった中でもっては、地域おこし協力隊の活動経費、私が計算しますと800万円に、今年の、令和5年度の決算書を基にして計算しますと、800万円ほど入っていないのですが、それを加えたものが資料としても僕は作っておりますので、この(1)番目の質問は省略します。これは、削除します。

それから、(2)番です。皆さんも実感していると思うのですが、この加波山市場ぐらい、言ってみれば市民の人も職員の人も市議会議員の人も多くの人が廃止を望んでいる。評判が悪い。こういう施設は正直言ってありません。あそこで働いている地域おこし協力隊の方々が非常に頑張っているということの評価は高く、そういう評価は受けておりますし、僕もその人たちが頑張っていることは評価いたしますが、その加波山市場そのものはちょっとどうしようもなく評判の悪いものです。早く廃止すべきだと思いますけれども、早期に廃止していただきたい。そして、年度内に結論を出しますよというような昨日の答えもありましたけれども、あそこに参加しているいろんな産物を出している方もいらっしゃいますので、できれば12月議会の冒頭ぐらいまでには廃止という方針を決めて、皆さん方に周知して廃止の準備をしていくべきだろうと思います。この点についてお伺いいたします。

3番目です。これも市長の大方針というか、大きな政策だろうと思いますが、長方地区のベイシアの出店のことについてです。これは、いろいろな担当部局に聞きますと、公共施設管理者との協議は終了していると。開発行為の都市計画法29条の申請もすぐ出るのだという話を6月の議会でもってお聞きしました。

では、具体的にお聞きします。公共施設の管理者との協議が終わっているならば、国道とか市道との協議でもって車の出入口はどういうふうになったのでしょうか。岩瀬側から来て左折する、新治側から来て信号で止まって、市道に入って、それからどういう形で入っていく。こういうふうな形でもっての国道、それから市道との協議は終わっているはずですが、具体的にどういうふうになったのでしょうか。1車線増えるとか、いろいろあるだろうと思いますから、具体的に教えていただきたいと思います。

それから、私は茨城県の担当課と連絡を取ってといたしますか、具体的にお聞きしていましたが、ベイシアと、それから市の職員、あとコンサルが昨年12月に1度挨拶に来ましたよと、県のほうにも挨拶に来ましたよと。それ以降は一切何の連絡もありませんというふうに答えています。私は、数日前もそのために確認の電話を入れました。「そのとおりです。一切その後の連絡はありません」ということです。大店法の手続につきましては、皆さんもよくよくご存じだと思います。大体大型店になりますと、県の中小企業課との関係でもっての届出ですが、1年半ぐらいの協議が必要となります。そうしますと、昨年12月に挨拶には来ましたが、それ以降何の連絡もありませんよということになりますと、本当に公共施設の管理者との協議なんかやっているのでしょうかということ

が疑問になってきます。つまり大型店ができれば、交通量が増える。交通量が増えれば出入口をどうするかというのはイの一番は誰でも分かる話です。というふうに考えますと、本当にベイシアさん、やるのですかと。また同じように、最初は大和ハウス工業が出ますよと、もう10年前ぐらいですか、それから次は大和ハウスが駄目になったらドン・キホーテが来ますよとおっしゃいました、市長は。その後に_____、サンヨーホームさんが出ますよというのが四、五年前にありました。それが駄目になって、今回はベイシアだそうです。ベイシアも少なくとも県の中小企業課さんに聞く限りにおいては、何の動きもありませんよという答えです。

大型店計画は取りやめたのですか。少なくとも大型店計画は取りやめて、もしかするとコンビニ程度の大型店を造るのだと、コンビニ程度の大型店を造るのだったら、大店法には適用されませんから、県との関係はありませんので、可能でしょうけれども、私たちは大型店という説明を受けてきたのです。コンビニだとは受けていません。そうしますと大型店舗はやめたのか、あるいは開発計画そのものをやめたのか。ちょっとこの時点ではっきりさせていただきたいと思います。_____というか、ベイシアさんとの市の協定そのものが2か年だったはずですから、もう既に1年たちましたので、もうこの辺ではっきりさせたほうがよろしいのではないかなと思います。

前回3つが駄目になったわけです。もういいかげんに大本営発表はやめたほうがいいと思うのです。少なくとももう昭和十五、六年ではないのだから、その頃は大本営発表すれば、市民の人は信じていたかもしれないけれども、今や大本営発表は誰も信じませんから、もうそろそろそういう大本営発表はやめたほうがいいというふうに思います。

それから、4番目です。これは、私も非常に関係しているところなのですが、今、農業振興地域の見直しが行われています。あまり一般にはされていませんけれども、農業振興地域についての見直しが行われていまして、私も自分の勉強のためを含めて結構整理しましたので、皆さんにもお配りさせていただきました。農業振興地域は、ご存じのように、都市計画法との関係、大綱関係でもって農水省がまとめていまして、国の方針というか、制約が結構大きなところが持っています。だけれども、今、時代は大きく変わったわけです。農業振興地域法ができたのは、昭和44年ぐらいなわけですが、もう既にそれから60年以上たっています。言ってみれば、その段階、60年前は農地を拡大する、もしかしたら皆さんもご存じないかもしれないけれども、僕なんかの現役時代では、八郎潟の開拓でもって水田を増やすとか、あるいはこういう桜川市でもって畑地であったところをかんがいにして、畑地を水田化する。耕地を増やしていく。農地を増やしていく。それから、現在行われているような米の生産調整なんかも行われていない時代です。農地を増やせ、増やせという時代だったわけです。しかし、今や全く逆のもう農地は減らしたほうがいいと、あるいは荒廃地している、休耕田や休耕地になってしまっている。もう農家の人も困っている方もいらっしゃるわけです。そういうことの中で、3つほど質問させていただきます。

地元の方に対する縦覧とか、具体的な意見の申出とか、こういうものは法律でもって定まっています。私が聞くところは、では桜川市は12月ぐらいから説明しますよということですが、できるだけ早く、農家の方が米の収穫が終わった、終わる10月半ばぐらいからはその素案を公開して、それを農家

の方に示して意見を述べる機会と、こういうものをぜひつくっていただきたいと思います。これが1点目です。

それから、もう一点は、専業農家の方に、大規模農家の方に耕地が今、集約化されつつあるわけですが、ただ、いろいろ賃貸でやっていますから、それこそあちこちに分散しているわけです。非常に作業効率が悪くなっています。そういう意味で、ぜひこの計画の中ではこういう分散している耕地を交換分合などによってまとめてくる、集約化する、ある地域に何か所か集約する。そのことによって大規模農家、専業農家の方が効率化を図れるようになると、仕事の効率化を図れるようになるというこの対策を入れていただきたいというふうに思っています。それが2番目です。

3番目です。これがある意味では小さな農家というか、現実に困っている農家の声なのですが、その山裾のところとか、谷戸地とか、そういうところでもって、その一部を転用したいと考えている農家の方はたくさんいらっしゃるわけです。私たちの地区でも県道41号線の加波山側、雨引山側、そちらについては、ほとんどが耕作放棄地になっています。そういう耕作放棄地の中でも一部は、いわゆる農業をやるべきだということになっている、青地になっているところがあります。白地ではなくて青地になっているところもあります。そういう意味では、なかなかそういうところは転用もできない。ここで、僕はやっぱり桜川市は大英断をするべきではないかなと思っていますのは、市が独自の区分でもってこの農用地のままでもいいから、例えば集团的調整地みたいな形にして、太陽光発電に転用するとか、あるいはもう山林というか、林地に戻すとか、特に谷戸田なんかは林地に戻すとか、こういうことを計画的、集团的に行うような農地転用の道を準備すべきではないかなと思います。このまましておきますと、それこそ休耕田、休耕地になって、カヤが生え、ヨシが生え、イノシシのすみかになっていますし、それから冬になって、一旦火が出たら、周りの人家が全部火災になってしまうというような危険なところも正直言っているとあります。これは、皆さんもよくご存じだろうと思います。そういうところにも道路があり、水路があり、そして水道が入っているわけです。そうしますと、今後そういうところをそのまま放置すると、公共施設の管理でもって金ばかりかかっていくような形になる。やっぱりそういうことを防止するためにも、それから農家の人たちがそう言ってみれば、不動産と言っても、マイナスの不動産を何とか解消するというこのためにも、今回その農振地域の見直しの中で、集团的調整地みたいなことを用意して、別に県に報告するときにそういうことを入れる必要はないわけで、あくまでも市の中でもってそういうことを共有しておいて、市民の、地権者の方に連絡しておけばいいわけですから、了解取っておけばいいわけですから、そういうものをしておいて、転用の道といいますか、効率的な今現在にふさわしいような用途に変えていく準備をするということをお願いしたいと思います。この農業振興地域の見直し、よろしくをお願いしたいと思います。

以上、私の質問です。再質問はあると思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長(萩原剛志君) 川股隆君の質問に対する答弁を願います。

久見木総合戦略部長。

〔総合戦略部長（久見木憲一君）登壇〕

○総合戦略部長（久見木憲一君） 川股議員1番目のご質問、ヤマザクラ課の支出命令票などの取消し文書についてのご質問にお答えいたします。

まず、金額が297万6,000円の起票番号41、42の伝票について、令和5年3月31日入力日で起票され、それが取り消された記録はございました。

また、この起票に関する見積書や請求書は、市に存在しないため、文書不存在となりました。

その他のご質問につきましては、これら取消し文書を含め、誤請求事案につきましては、現在誤請求事案に係る再発防止検討委員会の調査対象となっておりますので、回答は控えさせていただきたいと思っております。

続きまして、2番目のご質問、クラセル桜川の廃止についてのご質問にお答えいたします。市民、職員、市議会議員の多くが廃止を望んでおり、廃止すべきではないかのご質問につきましては、桜川市が株式会社クラセル桜川に委託している、クラセル桜川の中核事業である実証店舗「加波山市場」の実証実験期間が今年度までとなっております。今後の方向性につきましては、加波山市場への出品者で、市民が多数を占める生産者協議会から継続意向があることなども踏まえ、店舗運営開始から現在までの効果検証結果を基に、お客様をはじめ関係者や誤請求事案に係る再発防止検討委員会の株式会社クラセル桜川の在り方の意見等も参考にして、年度内に今後の方向性の結論を出したいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、長方地区のベイシア出店についてのご質問にお答えいたします。1つ目、公共施設管理者との協議は終了したとのこと。国道、市道の協議で車の出入口は、岩瀬側、新治側からどのようになっているのか、具体的に教えていただきたいというご質問についてお答えいたします。

長方地区SC開発につきましては、本市の事業ではなく、民間企業による開発事業でありますので、開発事業者からの聞き取りまたは本市で把握している範囲内であることを前提にお答えさせていただきます。

まず、現在の進捗については、都市計画法32条の市道等の協議が令和6年4月25日に、国道50号線の管理者である国土交通省常陸河川国道事務所との協議が令和6年5月8日にそれぞれ同意が行われたと報告を受けております。また、開発許可につきましても、8月29日に申請がされております。

ご質問のショッピングセンターへの車両出入口につきましては、岩瀬、いわゆる東側からは国道50号線から左折いただき、ショッピングセンターエリア内に進入していただけるようになっております。新治側（西側）からは、ショッピングセンター手前、国道50号交差点信号機を右折していただき、市道側からの進入になります。

ショッピングセンターから出られる際につきましては、国道50号4車線化に合わせて中央分離帯が設置されますので、新治方面へ向かう方はショッピングセンター北側、国道50号を左折いただくか、ショッピングセンター西側、市道を経由し、国道50号交差点から出ていただくことができます。逆方面、岩瀬方面（東）に向かう方は、ショッピングセンター西側、市道を経由し、国道50号交差点を右

折していただくこととなります。

次に、2つ目のご質問、大店法の手続には、1年半程度かかるという。県には昨年12月頃に挨拶に行ったが、その後、何の連絡もないとのことだと。開発計画はやめたのか、大型店舗計画はやめたのかについてお答えさせていただきます。桜川市、開発事業者、日計商事株式会社及び出店テナント連絡調整会議代表、株式会社ベイシア、3者において「長方SC地区開発の推進に関する協定書」を締結しており、市としましては、国道協議や県及び警察協議の際、円滑に進められるよう同行などをしてまいりました。

茨城県産業戦略部中小企業課へは、開発事業者による大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要でございますので、担当者の確認と事前挨拶ということで、昨年12月に開発事業者と市でお伺いさせていただきました。こちらの届出につきましては、今後の事業の進捗に応じて、適当な時期に提出する予定と伺ってございます。

以上でございます。

○議長（萩原剛志君） 続いて、佐伯経済部長。

〔経済部長（佐伯純一君）登壇〕

○経済部長（佐伯純一君） 川股議員4番目のご質問、農振区域の見直しについてお答えいたします。

初めに、桜川市の農業振興地域整備計画の総合見直しについては、平成23年度に実施してから10年以上が経過しており、本市を取り巻く情勢の変化等を踏まえて農業振興の方向性を再検討するため、令和5年度から6年度にかけて総合見直しを実施しているところでございます。

農業振興地域整備計画では、国の基本指針と県の基本方針に基づき、農用地等として利用すべき土地の区域を定める農用地利用計画と、それ以外の諸計画により構成されております。総合見直しでは、基礎調査の結果、集团的農用地としての要件を欠くことになった農地の農用地区域からの除外や、新たに農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地の農用地区域への編入などを行う予定であります。

それでは、1つ目のご質問、素案がまとまった段階で、10月半ば頃から意見を述べる機会をつくれなにかについてお答えいたします。農業振興地域整備計画の総合見直しについては、現在、茨城県において資料の確認作業を行っております。今後のスケジュールにつきましては、来月、10月中に桜川市農業振興地域整備促進協議会を開催し、承認を得た後、農業委員会総会において農業委員への説明、土地改良区及びJA等の関係機関への意見聴取を経て、茨城県との事前協議を行う予定となります。議員の皆様には、12月の全員協議会でご説明を申し上げたいと考えております。公告縦覧については、12月末までには開始することとしており、その後の法定協議と公告を経て、3月に完了予定となります。そのようなスケジュールの中で、ご意見をいただく機会を新たに設けることについては難しいと考えており、30日間の公告縦覧において市民の皆様幅広く周知することで、貴重なご意見をいただく機会にしたいと考えております。ご理解いただけますようお願いいたします。

続きまして、2つ目のご質問、耕作地が分散し作業効率が悪くなっている。計画の中で耕作地の交換分合など、すぐにでも効率化を図れる対策を実施すべきではないかについてお答えいたします。現

在、桜川市においては、本年度中の完成を目指し、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の策定に向けた地域での話し合いを行っており、議員がご質問された内容は、こちらに該当するものかと思えます。

地域農業経営基盤強化促進計画とは、将来も地域の農業が続けられるよう、地域と農業者で話し合いながら持続可能な計画を策定するもので、先日も桜川市を9つの地区に分けた話し合いを実施し、課題の洗い出しを行っております。その話し合いの中で、担い手間での集約の必要性や、その実現のためには場の大規模化が望ましいことなど多くのご意見をいただいております。地域農業経営基盤強化促進計画の策定後は、ご意見としていただいた課題の解決に向け、見直しを図りながら、具体的に組み立ててまいりたいと思えます。

続きまして、3つ目のご質問、市独自の区分で、農用地のままで、例えば「集团的調整地」を設け、太陽光発電施設や山林整備地など、計画的、集团的な農地転用の道が開ける方法を取るべきと考えるが、いかがかについてお答えいたします。農用地利用計画の変更においては、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域の基準に照らして行うこととされており、将来の開発を考えて農用地区域から除外することや、除外をせずに農用地区域のまま開発を進めることはできないことから、市独自の区分により、太陽光発電施設や山林整備などのための用途を指定することは難しいと思えます。

具体的な開発計画がある場合は、個別にご相談をいただき、当該農地の農用地区域からの除外や転用について対応していきたいと考えております。

現在の農業を取り巻く環境は、燃料費の高騰、肥料や資材価格の高騰、また農業従事者の高齢化や後継者不足など、年々厳しさを増しています。このような状況を踏まえ、活力に満ちた豊かな農村を築くための計画を策定し、農業振興のための各種施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（萩原剛志君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、川股隆君。

○2番（川股 隆君） 農振地区につきましては、農家の方は一番心配しているのです。だから、私たち議員に説明するとか、農業委員会に説明することが先ではなくて、まずは一番心配している農業者、農家の方に説明するように努力していただきたいと思えます。全体としていろんな形で今後ご意見を申し上げていきたいと思えます。

それから、第1番目の問題です。久見木部長は、実質的に私の質問に対して答弁を拒否する、控えさせていただくと言いましても、答弁を拒否いたしました。なぜ答弁を拒否するのかということについてお聞きしたいと思います。調査委員会が行われているから答えられないのだということになりますと、いろんな問題があったときに、調査委員会をつくれば、議会の私たちが質問する、あるいは市民の方が市に問合せをするというときに、答えなくても済むわけです。そういう調査委員会、幾らでもできるわけです。

今回の副市長を長とする委員会は、別に百条委員会でも何でもなし、任意につくれる、市がある意味では勝手につくった委員会ですから、幾らでもこういう委員会はつくれるわけで、そこで調査をしているから答えられないということの理由は何なのですか。はっきりと教えてください。

○議長（萩原剛志君） 答弁願います。

久見木総合戦略部長。

○総合戦略部長（久見木憲一君） 川股議員の再質問にお答えいたします。

現在、誤請求事案に係る再発防止検討委員会の中で、様々な疑念について調査が行われてございますので、そういった意味で誤解を生じることがないように、今回私の立場としましては、調査委員会の調査に協力をして、解明をしていただくということですので、今回回答は差し控えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（萩原剛志君） 再質問ありますか。

2番、川股隆君。

○2番（川股 隆君） 今、誤解がないようにというふうな答えだったと思うのですが、既に6回、7回調査委員会が行われているというのは昨日のお話、答弁の中にありました。中間報告は差し控えるということでした。誤解がないようにとするならば、中間報告の中できちんとお答えすべきではないのですか。先ほどの榎戸議員が7月5日でもって情報公開請求を受けたということについては、当然にも開示したということについては、市のほうも当然知っているわけですから、私が質問したことなどは事実としては、市のほうは当然知っているわけです。だから、そのことも含めて調査委員会でもって中間報告があれば、そういう調査報告、中間報告があれば私はあえて質問もしませんし、あるいは調査報告に対する、中間報告に対する質問になったかもしれませんけれども、そういう中間報告もしない。質問にも答えない。一体それは何なのですか。私たち議員を全く、議員の調査活動とか、議員の質問とかということについて、そういう形で答えないということになりますと、私たちは一体誰を代表しているのか分からなくなってしまうのです。市民の方から選ばれて、市民の人たちがこういう質問をすべきだとか、こういうことを意見があるとかということについて、私たちはそれを代理人として質問しているわけです。それに対して市のほうが勝手に調査委員会をつくったから、その調査委員会で誤解を招くことになるから答えられませんということならば、それこそこういう一般質問の機会なんてつくっても何の意味もなくなってしまいます。そのことについてどうお考えになりますか。これは、どっちかというと、久見木総合戦略部長に聞くのは失礼かもしれないから、代表者である市長なのでしょうけれども、市長、どう考えますか。

○議長（萩原剛志君） 答弁願います。

石川副市長。

○副市長（石川武彦君） ただいまの川股議員の質問についてお答えいたします。

昨日の答弁でも言いましたとおり、これまで7回の調査をやってきていますけれども、まだ足りないと思っております。

〔「それは勝手に市がやるんだから、我々に関係ないんだ」の声あり〕

○議長（萩原剛志君） 榎戸議員、静粛に願います。

○副市長（石川武彦君） 調査の途中段階で何か方向性をするというのは、通常私の考えではあり得ないと思っております、しっかりと様々な方面から意見を聞いて、確認をして、調査結果がまとまった段階で議会に報告をしたいと思っております。

本日、川股議員からご質問があった大きく3つのこと、これについてもしっかりと答えられるように調査をし、報告書をまとめていきたいと考えておりますので、今日時点での中間報告というものは控えたいと思っております。

以上です。

○議長（萩原剛志君） 再質問ありますか。

川股隆君。

○2番（川股 隆君） 答えを差し控えさせていただくということは、いろんな場であるわけですね。ないとは申しません。国会の場合でも証人喚問でもって証人の方が不利益になる、あるいは逮捕される、訴追されてしまうような場合は、答えを差し控えさせていただきますということもありますし、それから仮に今、百条委員会が行われているならば、そこに証人として出た場合は、それがその告発につながるような場合は、答弁を差し控えさせていただきますということになるかと思っております。けれども、今、市がつくっている任意の委員会は、別にそのことによって、そのことによって何か逮捕されてしまうとか、検察庁に呼ばれてしまうとか、そういうこととは関係ないはずですよ。もしかしたらそれこそ多少の誤解を招くかもしれないと言うならば、誤解を招くと言うならば、誤解を招かない範囲でもって、つまりこれはもうお互いに確認し合っていますよと、ここまではみんな誤解しないで確認し合っていますよと。例えば先ほどのそういう文書があるということについては認めただけですから、誰がそういう文書を起票したのか、そのことについては例えばヤマザクラ課長も知っていたのか、部長も知っていたのかということを確認してあるならば、それはそういうふうにご供与をしておりますよということで答えてもいいわけです。あるいはクラセル桜川から文書が来たのだということがお互いに確認されているならばいいわけです。確認されていないのだったら、確認されていないのだったらそれはなかなか確認してからでないと答えられないかもしれませんが、既にお互いに6回、7回やって確認されているのだったら、確認されたことについてきちんと答えるべきではないのですかというふうに思います。その点についていかがなのでしょう。

○議長（萩原剛志君） 答弁願います。

石川副市長。

○副市長（石川武彦君） ただいまの質問にお答えします。

調査は複数重ねておりますが、確認できていること、確認できていないことがございますので、調査結果としてまとめてございません。この段階で報告すること、答弁することは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（萩原剛志君） 再質問ありますか。

川股隆君。

○2番（川股 隆君） そんなに難しいことを質問しているわけでもないし、そんなに難しい案件でもないのです。だって、クラセル桜川の職員と総合戦略部のヤマザクラ課の職員とそこで行っている文書のやり取りにすぎないわけです。こんなの極端に言えば1週間もかからないで、きちんとまとめ上げることができる、そういう案件だと思います。例えば国とか県が絡むとか、民間事業者もたくさん絡むとか、それこそ検察庁の捜査でもやらない限りちょっとも分からないという話なら別ですが、わずか2つのセクションの間でもってやっていることについて、まだまだまとまらないのだということからしますと、これは私の判断も入りますが、それは逃げている、隠そうとしている、あるいは何とかごまかそうとしている。それでもって延々と延ばすのだというふうに判断せざるを得ません。要するに事実関係を認めたくない、そのためにどんどん延ばすのだということを考えざるを得ないということが1つ。

—

〔「それはいい過ぎ、やり過ぎだ」の声あり〕

○2番（川股 隆君） 答えないから言っているのですよ、答えないから。

〔何事か声あり〕

○2番（川股 隆君） 答えるべきですよ。

〔何事か声あり〕

○議長（萩原剛志君） 川股議員、質問の範囲を超えています。先ほどの件に関しましては……

○2番（川股 隆君） いや、そういうことになっているのではないのですか。というふうに疑わざるを得ないですよ。

○議長（萩原剛志君） 会議録の削除を命じます。

○2番（川股 隆君） 疑わざるを得ないですよ。

〔「ここは法廷じゃないから」の声あり〕

○2番（川股 隆君） 法廷ではないよ。そんなの分かっている。疑わざるを得なくなってしまうわけです。あなたが何らかの形でもって不利益の立場に立つと、僕に対して答えれば非常に不利益になる。あなただけではないかもしれない。もっと上の親分もいますから。だから、だからきちんと答えられないのだというふうな考えざるを得ませんよ。

〔「まとめて出すと言っているんだから」の声あり〕

○2番（川股 隆君） だから、ちゃんと答えなさいよ。

〔「途中でなんか答えられないことあるでしょうよ」の声あり〕

○2番（川股 隆君） そんなことない。事実関係で答えなさいと言っているのですから、答えなさい

い。何でそれを答えないのですか。答えられないということは疑われますよ。

○議長（萩原剛志君） 答弁願います。

大塚市長。

〔「法廷みたいなことをやっているから、あなたは裁判官ですか」
の声あり〕

○議長（萩原剛志君） 先に石川副市長。

〔何事か声あり〕

○副市長（石川武彦君） ただいまのご質問についてお答えします。

〔何事か声あり〕

○議長（萩原剛志君） 静粛に願います。

○副市長（石川武彦君） 調査委員会は私のほうに任されておりまして、時間がかかっているのはひとえに私の処理能力の問題が多いと思います。そこは大変申し訳ないのですが、一方で誤請求ということと、不正請求ということも言われております。ですので、そこは慎重に各両方から、三方から四方から意見を聞いて調査はまとめなければいけないと思っていますので、処理能力と私が慎重だという性格もありますので、時間を要しています。そこはご容赦いただければと思います。

以上です。

○議長（萩原剛志君） 再質問ありますか。

川股隆君、再質問どうぞ。

〔「職員のつるし上げなんか聞きたくない」の声あり〕

○2番（川股 隆君） いろんな形でもっていろんな意見があるのは分かりますが……

○議長（萩原剛志君） 静粛に願います。

○2番（川股 隆君） 私も榎戸議員も同じかもしれませんが、情報公開請求をして、その中でもって開示された文書に基づいて質問しているのです。別にうわさを聞いてとか、誰かからこうではないかというようなことを聞いてやっているのではないのです。少なくとも情報公開請求で出てきた資料は、みんな市の資料ですから、桜川市の資料ですから、少なくとも桜川市が私であれ、普通の一般人であれ、皆さんに公開するものであって、ある意味では意図的なものではなくて、客観的な資料ですよ。それに基づいて私は私が言っている、考えていることが確信が持てるのかどうかということについて、それを確証するために久見木部長には質問しているわけです。それに対して自分たちが作った資料に対して僕が質問しているのに対して答えられない。答えを差し控えることになると、一体これ何なのですかという話です。自分が作った文書に対して、自分たちが組織として作った文書に対して信用できないのですか。そうなってしまったら、議論する余地というか、市民に対する責任というのはどこに行くのですか。皆さん方は高い、高いかどうかは別にして、私もそうだったけれども、給料をもらって、公務員になって、文書を作って、市民のために仕事をしているのでしょ。その作った文書に対して私たちに公開したら、それを基にして、私の質問に対して答弁を差し控えますということは、誰に対して責任を負っているのですか。市民に対して責任を負わなければいけないので

す。そういう立場なのですよ、皆さん方は。だったら自分らが作った文書を、自分たちが組織的に作った文書に対して責任を負って答えなさいよ。僕は別にうわさで言っているのではないのだから、うわさで質問しているのではないのだから。皆さん方が作った文書を基にして公開されたもので質問しているのだから、当たり前ではないですか、こんなこと。こんなことイロハのイをこの年になって言うとは思わなかったです。答えてください。市長でもいいですよ、誰でもいいです。

○議長（萩原剛志君） 答弁願います。

石川副市長。

○副市長（石川武彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の事案、総合戦略部長は我々調査委員会に協力する立場になっておりまして、私のほうからこの案件は調査委員会に対応するというふうに今回申し伝えております。やはり調査の報告を早くまとめろというお叱りだと思っておりますので、早急に報告をまとめられるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（萩原剛志君） 再質問ありますか。

2番、川股隆君。

○2番（川股 隆君） 早急にまとめるということでしたけれども、先ほど申しましたように、そんなに難しい案件でも何でもないので。関係者も数人しかいませんし、何十人というその聞き取りの対象がいるわけではない。せいぜい数人です。五、六人しかいない。そういうことの中で、時間がかかる、かかるということになりますと、やはりそれは疑わざるを得なくなるのです。本来疑いたくもないですよ。

〔「疑っているんだっぺよ、当たり前だよ」の声あり〕

○2番（川股 隆君） 疑っているのは当たり前ですよ。

○議長（萩原剛志君） 静粛に願います。

○2番（川股 隆君） 疑っているのは当たり前であって、そういうふうに時間を延々と延ばすから疑わざるを得なくなるのです。数人からきちんと聞き取り調査をして、僕らが情報公開請求された文書でもって整理すれば分かるはずなのです。大きな問題はスタートにあるのです。新しく4月3日に赴任した職員が私がやりましたと言ってきたから、何も調べなかった。だから、5月30日で私がやりましたという職員が誤まって請求漏れをして、誤請求をしてしまったというようなことを内部でもって十分な調査もしないで、まとめて、それを私たち議員にも配って、なおかつ報道機関にも配ったと、そういう極めて不十分な、極めて不十分なですよ、言ってみればある1人の人が自供というか、言えばそれが全てみたいになってしまう。そんなことないでしょう、どんな場合でも。私が何と言おうが、客観的なデータがあって、その人が言っていることが客観的なデータに基づいて、その人が言っていればそれは正しいけれども、データそのものが……

〔「休憩」の声あり〕

○2番（川股 隆君） データそのものが調べないで、私がやりましたと言ったから私がやりましたということにならないのですよ。そんな当たり前のことを、こんなことが分からないのですか。重々

分かっているはずですよ、皆さんは。重々分かっているながら延ばしているということは、意図があるからです。今出されたら、今、答弁されると困るのでしょうか。何らかの形で困る理由があるのでしょうか。そうではないのだったら市長、答えなさいよ、はっきりと。

○議長（萩原剛志君） 川股議員、答弁を求めますか。

○2番（川股 隆君） 答えるのだったら答えなさいよ。

○議長（萩原剛志君） 答弁求めますか。

○2番（川股 隆君） 市長、答えなさいよ、ほら。こんな当たり前のことに対して答えなさいよ。

○議長（萩原剛志君） 答弁願います。

大塚市長。

○市長（大塚秀喜君） だれも得していない話です。職員さんも得していません。それははっきりしております。

〔「世の中、損得だけじゃないんだよ」の声あり〕

○市長（大塚秀喜君） いや、それははっきりしております。

○2番（川股 隆君） 損とか得で聞いているのではないのだ、僕は。

○市長（大塚秀喜君） それははっきりしております。その二百九十何万円だっけか。

〔「あのままだったら市は損したっぺよ、300万円も」の声あり〕

○市長（大塚秀喜君） 300万円。300万円について誰も得はしていないという状況でありまして、その上で職員が誤請求してしまったという報告を受けております。その職員をではどうするのですか。お金も会社で返したのですよと。

○2番（川股 隆君） 返せばいいという話ではないではないか。

○市長（大塚秀喜君） 誤請求したものを返してどうするのだと。

○2番（川股 隆君） 誤請求かどうかなんて分からないと僕は客観的でないからと言っている。

○市長（大塚秀喜君） それは分からないのはあなたでしょうと。

○2番（川股 隆君） 分からなくないですよ。事実示しているではないか。

○市長（大塚秀喜君） だから、間違っただって本人が言っているのに、それをどうしろと言うのだと。

○2番（川股 隆君） あなたが_____したとは言っていないよ。

○市長（大塚秀喜君） 言ってっぺ、あの手紙で。折込で。_____

○2番（川股 隆君） あなた、けんか売っているの。

○議長（萩原剛志君） 答弁願います。

〔「いいかげんにしろよ」の声あり〕

○議長（萩原剛志君） 石川副市長。

○副市長（石川武彦君） ただいまのご質問にお答えします。

今後関係者への調査を進め、早急に報告書をまとめてまいります。

以上でございます。

〔「裁判所でやりましょう」の声あり〕

○議長（萩原剛志君） 2番、川股隆君。

○2番（川股 隆君） 何か大変な市長さんで、それこそこちらも大変驚いてしまいますけれども、僕はこの案件でもってちゃんと答えられないということは、皆さん方、職員の方皆さん方は内部で、自分の心の中でもって非常に迷っていると思います。こういう案件でもっとちゃんとした答えができないようなことならば、私も長年それこそ地方自治体で働いてきた人間です。そちらに座っていたこともあります。こんな恥ずかしい思いをさせられるということに関しては、それこそ情けないなというふうに職員としては思います。つまりこういうふうに職員になってしまう。ならないようにするというのはトップのリーダーの役割です。トップの役割をやっていないところはたくさんあります。兵庫県もそうかもしれない。そういうふうに桜川市はならないでほしいということを最後に言うことと、もう一つはちゃんときちんとした解明をしましょう。私もこれを解明するためにいろんな形でもっていろんなところに働きかけております。そういうことできちんと解明しましょう。そのことによって物事をはっきりさせていきましょう。

以上です。

○議長（萩原剛志君） これで川股隆君の一般質問を終わります。

ここで、休憩とします。